

自治会館建設等助成制度について(概要)

自治会館は、地域活動の拠点であり、住民の連携を促進するために大変重要な役割を果たす施設です。枚方市では、自治会館建設を促進するため、自治会が自治会館の建設等を行う場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成いたします。

●助成対象となる自治会は？

良好な地域社会の維持及び形成のための共同活動を現に行っており、自治会館の建設後は、その維持・管理が可能な自治会が対象となります。

●助成の要件は？

自治会館の使用に係る規約（自治会の活動に支障のない範囲で、自治会以外に広く利用させる旨の条項を含む）を定めていただく必要があります。なお、事業内容ごとに、助成要件があります。主な要件は下表をご参照ください。

●助成対象事業と主な助成要件

対象事業	対象額	限度額	主な助成要件
新築	当該建築費の3分の2に相当する額	500万円	<ul style="list-style-type: none"> 独立した建築物であり、20年以上にわたって使用できること。 おおむね20人以上が利用できる規模を有していること。 建築基準法及び大阪府福祉のまちづくり条例に適合した建物であること。
建替え	当該建築費の3分の2に相当する額	500万円	<ul style="list-style-type: none"> 建設後20年以上経過した建築物であること。 新築助成の各要件を満たしていること。
土地取得	当該取得費の3分の2に相当する額	1,200万円	<ul style="list-style-type: none"> 過去に当該助成を受けていないこと。 地縁による団体の認可を受けていること。 3年以内に自治会館を建設すること。又は借地上に自治会館が建設されている場合で、当該土地を取得すること。
土地賃借	当該賃借料	年額30万円 (10年限度)	<ul style="list-style-type: none"> 助成後に土地取得助成を受ける場合は、土地取得助成の交付確定額から当該助成額を差し引くものとする。
水洗化	当該工事費の3分の2に相当する額	20万円	<ul style="list-style-type: none"> くみ取り便所又はし尿浄化槽便所から水洗便所に改造する場合で、かつ、公共下水道に接続するものであること。
耐震診断	当該耐震診断費の3分の2に相当する額	木造 10万円 非木造 50万円	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準施行（昭和56年6月）前に建築された建築物であること。 耐震診断後、耐震性の向上が必要と認められる場合は、10年以内に建替え又は耐震改修を行うものとする。
耐震改修	当該改修費の3分の2に相当する額	100万円	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準施行（昭和56年6月）前に建築された建築物であること。 早期に自治会館の建替えが困難であり、緊急的な改修が必要と認められること。 自治会館の耐震性の向上を目的とする改修工事であり、改修後は、耐震性の向上が認められること。 助成後10年以内に建替え助成を受ける場合は、建替え助成の交付確定額から当該助成額を差し引くものとする。
バリアフリー化	当該改修費の3分の2に相当する額	100万円	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府福祉のまちづくり条例施行（平成5年4月）前に建築された建物であること。 早期に自治会館の建替えが困難であり、緊急的な改修が必要と認められること。 高齢者及び障害者の利便性を向上させるバリアフリーを目的とする改修工事であり、改修後は、利便性の向上が認められること。 助成後10年以内に建替え助成を受ける場合は、建替え助成の交付確定額から当該助成額を差し引くものとする。